

長崎純心大学パーテル奨学金要項

(趣旨)

児童養護施設等への入所など「社会的養護を必要とする者」、若しくは、長崎県の離島地区在住者が、経済的理由から大学での修学を断念することを防ぐ一助となる金銭的支援を行うもの。

(対象者)

長崎純心大学（以下「本学」という。）の入学試験に合格し、本学で学ぶことに強い意欲と情熱を持つ者で、次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 「大学等における修学支援に関する法律」（以下「修学支援法」という）で定めた給付型奨学金において独立行政法人日本学生支援機構より「社会的養護を必要とする者」として支援対象者の認定を入学時から受けた者。ただし、入学後、在学採用により1年次前期中に「社会的養護を必要とする者」として支援対象者の認定を受けた者も含む。
- (2) 長崎県の離島振興法に基づく離島振興対策地域にある島（以下「当該離島」という）にある高等学校、中学校、小学校のいずれかを卒業し、生計を維持する者（※1）のいずれかが当該離島に在住している者のうち「修学支援法」により授業料等の減免を入学時から受ける者。ただし、入学後、1年次前期の授業料が在学採用により「修学支援法」に基づく減免となった者も含む。

※1 生計を維持する者

(ア) 父母がいる場合は、父母2名を生計維持者とする。

(イ) 父母のいずれか1名の場合は、父又は母のみを生計維持者とする。

(ウ) 父母がいない場合は、父母に代わって生計を維持する者を生計維持者とする。

(父母に代わって生計を維持する者がいない場合は、学生本人を生計維持者とする。)

(申請)

長崎純心大学パーテル奨学金（以下「本奨学金」という）の給付を受けようとする者は入学手続き時に長崎純心大学パーテル奨学金申請書を提出し、申請する。

なお、入学手続き時に申請しなかった場合でも、やむを得ない事情と大学が判断した場合には、入学後1年次前期中であれば申請を受け付けることがある。また、対象者であっても申請がなければ、本奨学金は支給しない。

(奨学生の選考及び決定)

申請した者の本奨学金の採用は、独立行政法人日本学生支援機構のシステム（スカラAC）の情報により大学が決定し、本人に通知する。

(奨学金給付金額)

奨学金給付金額は、上記(1)の対象者は年額48万円、(2)の対象者は年額24万円とし、前期および後期にそれぞれ半額ずつ給付する。

(奨学金給付の期間)

通算4年間とする。ただし、以下に該当した場合は給付を打ち切る。

- ・学業成績等による適格認定の結果、修学支援法の授業料減免が廃止となった者
- ・収入額・資産額等の判定により、修学支援法の授業料減免が停止となった者
(ただし、その年度の後期から収入額・資産額等の判定により修学支援法の授業料減免が停止となった場合、その年度の後期については、本奨学金は給付する。)
- ・停学の懲戒処分を受けた者
- ・卒業または退学した者

(奨学金支給の再開)

- ・学業成績等による適格認定の結果、修学支援法の授業料減免が廃止となった者が、翌年の適格認定において、修学支援法の授業料減免の基準に該当することとなった場合には、本奨学金は給付を再開する。
- ・収入額・資産額等の判定により、修学支援法の授業料減免が停止となった者が、翌年の収入額・資産額等の判定において修学支援法の授業料減免の基準に該当することとなった場合には、本奨学金は給付を再開する。ただし、その年度の後期から修学支援法の授業料減免となった場合、その年度の後期については、本奨学金は給付しない。
- ・給付を打ち切られてから再開されるまでの期間は、奨学金給付の期間の計算においては給付していたものとみなす。

(休学時の奨学金)

休学する場合は、休学している期間について本奨学金は支給しない。ただし、上記(1)の対象者が、病気やけがにより通学できず、そのためにやむを得ず休学する場合は、別途奨学金を給付する。この場合、医師の診断書で通学できないことの確認ができることを要件とし、アルバイト等の収入がある場合は原則として給付しない。なお、休学期間の給付は最長1年とし、その期間の給付は上記奨学金給付の期間の4年間には算入しない。

(奨学金の返還)

奨学生は、奨学金返還の義務を負わないものとする。ただし、1年次に学期の途中で退学した場合は、原則、退学した学期に給付した本奨学金を返還する。

(寄付)

奨学生は、卒業後経済的余裕があるときは、本奨学制度の趣旨に鑑み、同様な立場の後輩のために、基金への寄付をなすことに努める。